

令和2年

第4回定例会

会議録

令和2年12月9日

令和2年第4回 江差町議会定例会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和2年12月9日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 5 令和2年第3回定例会
- 認定第1号 令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度江差町水道事業会計決算の認定について
- 〔町長 行政報告〕
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 1号 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9	議案第 3号	江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第 4号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第 5号	江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第 6号	令和2年度江差町一般会計補正予算(第13号)について
日程第13	議案第 7号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について
日程第14	議案第 8号	令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第15	議案第 9号	令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第16	議案第10号	令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第17	議案第11号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第18	発議第 1号	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書の提出について
日程第19	発議第 2号	2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	西	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	長	中	川			智
まちづくり	推進	課長	尾	山			徹
財	政	長	斉	藤	敏	己	代
税	務	長	梅	川	年		強
町	民	長	竹	内			子
健	康	長	白	鳥	智		司
産	業	長	出	崎	雄		臣
追	分	長	安	田	克		治
建	設	長	岸	田	雄		彦
高	齢	長	三	好	康		美
出	納	長	岸	田	真	由	治
学	校	長	岸	田	礼		文
社	会	長	大	坂	敏		哉
総	務	主	畑		竜		一
まちづくり	推進	課主幹	長	尾	恵		

(議会事務局)

局	長	清	水	直	樹
書	記	森		直	彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第4回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番出崎議員、3番小林議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」

令和2年第4回江差町議会定例会の開催に当たりまして、議会運営委員会からの報告をいたします。

まず、最初に委員会の開催状況についてであります。当委員会は、11月25日、12月2日、2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問についてであります。今定例会では、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてをはじめ、11件の議案が提出されている他、議員発議として2件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてであります。12月2日の委員会の協議を経まして、会期の日程は、12月9日、1日間といたしました。

次に、一般質問等についてであります。これまでと同様に一問一答方式としまして、質問の回数は再再質問まで認められます。質問の時間についてです。従来どおり答弁を含め、60分の時間制としますが、発言は極力簡潔を旨として頂きたいと思っております。

また、質問答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は一回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は自席で行うことといたします。

理事者におきましては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の時間制限外とすることとします。

また、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いをいたします。

最後であります。感染症予防対策について、述べたいと思っております。新型コロナウイルス感染症が檜山管内でも引き続き発生し、近隣町ではクラスターも確認され、感染が拡大しております。このことから本定例会においては、説明質疑及び審議に当たっては、時間短縮に努め、質問に当たっては可能な限り、1回の質問及び答弁で終了するよう、努めて頂きたいをお願いをいたします。議席の距離や議場の換気等、新しい生活様式に即した対応を模索しております。議員、理事者を含め本議会の運営に対し、皆様のご協力とご理解を頂きたく、お願いを申し上げまして、以上、議会運営委員会におきまして協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおり、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期を本日1日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演題で、2回目以降は自席で行うことといたします。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対し、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス対策として、説明質疑及び審議に当たっては、時間短縮に努め、特に質問に当たっては、可能な限り1回目の質問、答弁で終了することに努めて頂き、迅速な議会運営を図りたいと思います。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和元年第4回定例会、発議第6号、介護保険事業に関する事務調査を議題といたします。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」

はい。

(議長)

塚本委員長。

「塚本委員長」(社会文教常任委員会報告)

社会文教常任委員会、委員会調査報告をいたします。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件。令和元年第4回定例会、発議第6号、介護保険事業に関する事務調査。

2、調査期日。令和元年2月4日、事務調査内容協議。令和2年2月18日、担当課聞き取り調査。これは高齢あんしん課であります。同じく、7月28日も、同様の聞き取り調査を実施しております。11月10日、事務調査のまとめ。

3、調査の結果。介護保険事業、本年4月で開始から20年となります。5年後には、段階世代が全て後期高齢者となることや、江差町における高齢化率、現況37.5%と高く、今後も更に高まることは予測されることから、現行のまま制度を維持するには、保険料の上昇や、看護人材を確保することに大きな課題となっている。このことから本委員会では、これらの課題を調査し、介護保険事業の安定的な運用を継続することを目的に、介護保険事業に関する事務調査を立ち上げた。

本委員会では、介護保険事業の安定的な運用を継続するには、要介護者の増加を抑制し、健康年齢を確保することが重要と考え、介護保険事業の中でも介護予防を中心に、これまでの行政の取り組みや支援等について、担当課の聞き取りを中心に調査を実施した。

これらの調査検討を踏まえ、次のとおり意見を付して報告する。

意見。1) 江差町における一般介護予防事業について。

これまで本町では、介護予防に取り組むための自主グループの育成や住民中心の地域づくりによる予防事業を実施してきている。この中でボランティア団体も含め、いきいき健康教室など、各種教室等が開催されている。

しかし、現況のコロナ禍の影響により、特に（集まる機会の減少）、（行動の制限）、（不安を抱えながら、家への引きこもり）など、心身機能の低下が懸念されている。社会との接点を失い、フレイルへ（筋肉などが低下し始め心身が弱まってきた状態）と進行していくことが危惧される。これまで以上、高齢者の（居場所作り）、（生きがいつくり）、が重要となる。

介護予防は、行政支援だけでは限界があり、各関係機関との連携強化をより深めていく必要がある。

2) フレイル対策について。

要介護となる前のフレイルを見逃さない対策が重要、フレイルの兆しに気づかず、要介護になってしまうケースが多く、調査期間（老齡学、社会科学センター）によると、フレイルを見逃すと、その後の介護費用が10倍になるとの試算を出されております。フレイル健診をしっかり実施し、介護予防改善に有効に活用すべきである。

3) 生活支援体制事業について。

地域支え合い協議会での情報や意見を（まちづくりカフェ）や（タウンミーティング）の場などとも連動させ、高齢者支援に活用すべきである。

以上、報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

介護保険事業に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長お報告のとおり、了承することに決定いたしました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

(議長)

次に、日程第5、認定第1号、令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの、各会計決算認定を一括して議題といたします。

ただいま、各認定議案については、令和2年第3回定例会において、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、報告を求めます。

萩原委員長。

「萩原委員長」

はい。議長。

「萩原委員長」(決算審査特別委員会報告)

令和元年度江差町一般会計外、8件の決算認定について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、6月定例会において審査すべき事件として本委員会に付託され、10月27日から29日まで町長及び教育長をはじめ、担当職員の出席を求め審査した結果、各会計決算については、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会として次の要望事項については、当局で十分検討されるようお願いいたします。

最初に、町防災備蓄計画についてであります。

新型コロナウイルス対策として、3密対策、新しい生活様式等が進められており、災害時における防災備蓄についても、今後、当該対策を踏まえた対応をお願いするものであります。

次に、町公共施設等総合計画管理についてであります。

公共施設の長寿命化計画の策定が進められているが、未作成の施設については、早急にその対策を進めて頂きたい。地域集会施設については、防災対策、高齢者対策など、汎用目的があり、関係各課と連携して、適切な運用管理をお願いするものであります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

ヒグマ、エゾシカによる事故や被害が増加しており、狩猟ハンターの担い手不足が喫緊の課題となっています。狩猟免許の取得補助制度など、実効性のある取り組みが必要であると考えるところであります。

次に、看護婦育成確保対策についてであります。

町内医療関係における看護師不足が著しく、地域医療崩壊を防ぐために、看護師育成確保体制制度の見直しに加え、潜在的有資格者に対する支援、方策について、早急な対策が求められるところであります。

最後に、その他として、各所管課の審査においては、将来的な展望に立った提言や、事務事業の執行に当たり、細部にわたる意見、要望が出されています。

また、監査委員から提出された決算審査意見書で指摘された各項目についても十分精査し、今後の行政執行に当たられることを望むものでございます。

以上、報告いたします。

(議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま、報告がありました各認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これにより認定第1号から順次、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次、討論、採決を行います。

認定第1号、令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望ありませんので、討論を終結いたします。

(議長)

認定第1号の採決を行います。

令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算の認定までの8件については、この決算に対する委員長報告は認定するものです。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次、採決を行います。

認定第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第2号は認定することに、決定いたしました。

(議長)

認定第3号、令和元年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、認定第4号、令和元年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、認定第5号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、日程認定6号、令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、認定第7号、令和元年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、認定第8号、令和元年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第9号は、認定することに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

寄付採納についてご報告申し上げます。

始めに令和2年11月6日、江差町字新栄町213番地、株式会社ビオフィレックス、本社工場長、笹木貴也様より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、町立かもめ保育園、日明保育園、水堀保育園に18リットル缶の消毒液、3缶のご寄贈がありました。ご寄贈頂きました消毒液につきましては、日々の消毒作業や、手指消毒用として各保育園で活用させて頂いております。

次に、令和2年12月4日、江差町字水堀町12番地2、株式会社測度開発、代表取締役、佐藤英志様より、江差北小中学校の教育環境の向上と地域の活気づくり並びに災害時の活用のためにと、校舎塔屋の屋外時計2基と時計制御装置一式を取り付け、経費も含めご寄贈がありました。これにより、老朽化のため停止しておりました、屋外時計が十数年ぶりに復活となり、児童生徒のみならず、地域住民が利活用させて頂いております。

以上、ご寄付がありましたことを、ご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚く御礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第6、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、5名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次これを許可します。
まず、塚本議員の発言を許可いたします。
塚本議員。

「塚本議員」

はい。私から本定例会、3問の質問をさせていただきます。

まず第1問目ですが、教員変動労働時間制に対する対応についてであります。

道教委では、教員変動労働時間制の導入に向け、条例改正案を道議会に提出しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の業務量が以前にも増している中で、文科省の進めている公立学校における働き方改革は、できているのか疑問であります。

現状において、新たな学習要領の対応や授業準備の負担が増えている。教員の時間外労働時間について、教育委員会ではしっかり把握できているのでしょうか。

また、この条例が成立すると市町村の教育委員会の判断で導入が可能となります。このことについて、江差町教育委員会の考え方を伺いいたします。

(議長)

誰だや。誰だ。教育長。

「教育長」

おはようございます。

公立学校の教職員における1年単位の変形労働時間制に関するご質問にお答えをいたします。

北海道教育省では、効率の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、長期休業期間等における休日のまとめ取りのための、1年単位の変形労働時間制が条例により活用できることとされたことから、学校の働き方改革を推進する一つの選択肢として、各学校において、本制度の、本制度を選択的に導入できるよう、令和2年第4回北海道定例会に条例の一部改正案を提出することとしております。1年単位の変形労働時間制は、1年間の中で一定の条件のもと、1日あたりの正規の勤務労働時間が平均して7時間45分となるよう、業務の繁閑に応じ、勤務時間を配分することが認められる制度で、長期休業期間等において、休日を中心して確保することを目的とする場合に限り、適用されるものでございます。

また、本制度は市町村単位、一律に適用されるものではなく、各市町村教育委員会や学校の判断により、選択的に導入でき、対象となる教職員の決定にあたっては、市町村教育委員会、校長及び教職員の共通理解によって活用すべきものとされております。

議員がご質問されている教員の時間外勤務労働時間の把握につきましては、昨年度から一部の学校で試行してきた出退勤管理システムを本年4月から全校で運用し、毎月の状況

を把握しております。9月末までの状況では、約3割が月45時間を超えた状況となっております。

また、本制度の導入につきましては、条例案の可決後に制度の詳細を定めた規則などを踏まえ、各市町村教育委員会が検討するものとされ、導入するとした場合には、学校管理規則等の一部改正が必要となるところでございます。

現状において、当町における一定数の時間外勤務状況が、本制度の導入前提の一つである上限時間を超えていますが、制度改正による影響等を十分に精査する必要があることから、現時点においては、本制度を導入することは時期尚早と考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

はい。現段階では導入を見合わせるということの回答を得ましたので、1問目は以上で終わらせて頂きます。

(議長)

はい。2問目。

「塚本議員」

2問目に入らせて頂きます。

江差町内の障がい者福祉施設の職員による入所者に対する暴行事件についてであります。

江差町内の障がい者福祉施設は、障がい者の就業支援や自立、更には人口減少の課題を抱えている江差町において、大きな貢献が成されていることは私も存じ上げております。しかし、施設内において職員による入所者に対する暴行事件が相次いでおります。

江差町としても、このような事件の再発防止が求められていると思いますが、江差町の対応についてお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の障がい者福祉施設の虐待案件に対する町の対応について、ご答弁もう上げます。

まず、この度の新聞報道等での一連の施設職員の暴行に関することは、刑法に基づく暴行罪としての捜査による結果が報道されており、江差町及び北海道檜山振興局としては、虐待の有無等についての事実確認や調査、そして行政措置の判断等、障がい者虐待防止法の範囲で行われており、端的に申しますと、市町村の対応策は限られている点があることをまずご理解頂きたいと思えます。

始めに、障がい者福祉施設の虐待案件につきましては、入所者の人権や入所者の保護者の気持ち、また、障がい者を守る立場の福祉施設で起こったことに対しまして、非常に残念な案件だったと思っております。

さて、今回の案件におきましては、警察が暴行事件として、職員3名を逮捕したのですが、町は平成31年2月に北海道檜山振興局の指導監査に同行して、障がい者虐待防止法に基づく事実確認調査を行ない、調査の結果、虐待があったことを町が認定し、平成31年4月に北海道檜山振興局に報告をしたところでございます。

北海道はその報告を受け、施設に対して行政措置、勧告を行い、状況の改善を求めてまいりました。

今回の案件を踏まえ、当該社会福祉法人全体として、職員の管理、職員の体制等を含め、改善に向かっていくよう、北海道が主体となりますが、江差町も一緒に指導等を行っていくこととなっております。

なお、施設側も二人部屋から個室化への改修等を進め、入所者同士のトラブル回避や精神的な負担軽減を図る等、改善に向けた取り組みを進めることを伺っております。

また、国の市町村、都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引きが、本年10月に一部改訂され、市町村による任意の指導を行う旨の追記がされました。任意の行政指導ですので、強制力はありませんが、施設入所者のために必要なことは、今後においても北海道と連携を図りながら、対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

今後対応をしっかりとお願いいたします。

それでは3問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「塚本議員」

新型コロナウイルス感染症対策としての新たな働き方改革を見据えた対応であります。新型コロナウイルス感染の感染拡大防止に向けた、新たな働き方が都市部を中心に広がり、地方でも都市部と変わらない勤務形態が広がってきております。

私は以前にもテレワーク環境の整備やテレワークの推進を提案してきております。

地元の不動産業者と連携した空き店舗等のテレワーク活用(サテライトオフィス企業との連携等)に向けた取り組みを、積極的に取り組んでいくことが、関係人口を増やし、新たな雇用の場にもつながると考えております。

当町よりも条件不利地の道北においても積極的に取り組みを進めている現況があります。

江差町においても、重要な施策として取り組んでいく必要があると思うが、町長の所見をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の2問目。都市部からのテレワーク受け入れに関するご質問にお答えいたします。

第2回定例会に引き続きのご質問であり、今回は積極的な受け入れを行うために、宿泊施設や空き店舗を活用した高ワーキングスペースを整備したうえで誘致をすべきではとのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、テレワークは企業だけでなく、公的機関でも広く進められており、今後の働き方改革が進む中で、オフィスから離れた仕事の仕方が増加していくことが予想されます。

一方で議員から取り組むべきではとのご提言のあるテレワークは出社も伴いますので、江差で同様の展開をするとした場合、想定されるのは観光地等で働きながら休暇を取る、ワーケーションが想定されます。

江差町としては、今年度から北海道が実施する北海道型ワーケーション事業に参画し、今後の受け入れ体制の土台作りを進めているところでございます。

今年の具体的な事業内容としては、北海道が窓口となり、首都圏企業のニーズ調査を進めていく一方で、今回の事業に手を挙げている道南圏域の函館市、今金町と3自治体での実証実験として、4泊5日の受け入れを行うこととしております。そういった中で必要なワークスペースはもとより、宿泊場所や地域で心身をリフレッシュするためのメニューとして、どんなニーズがあるのかを参加者の意見を聞きながら、整理する方針です。

議員ご指摘のハード整備は大切ですが、まずは既存の宿泊施設にご協力頂いたり、公的な施設を活用しながらのテストケースを踏んだうえで、近い将来には自信をもって誘

致活動ができるような受け入れ資源を整備して参りたいと考えております。

とは申しましても、この町の規模では、単独で関東方面企業をターゲットとしてアピールすることは経費的にも人的にも厳しいと判断しており、当面は北海道や道南の自治体と共に、適地であることを訴え、少しずつその輪を拡大していきながら、誘致を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「塚本議員」

以上で、質問を終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

私からは、業務継続計画策定についてお伺いいたします。

このところ、新型コロナウイルスの対応に追われて、町内でも大変なことと思います。幸い、役場内での発生が抑えられているようですが、奥尻島では一時的ではありますが、閉鎖の事態となりました。

民間企業では、このような自然災害等の緊急事態が発生して、一時的に企業活動が停止した場合に、早期立ち上げのための事業継続計画、通称BCPと呼ばれておりますけれども、非常事態時の行動指針を作成して備えるということが広く行われております。

また、市町村においても、行政が被災した場合を想定して、業務継続計画を策定する自治体が増えていきます。

町内には災害対策基本法等に基づく地域防災計画がありますが、その実効性をより高めるために、大規模災害時における業務の継続及び早期再開のための計画策定が有効であると考えられます。

そこで、以下の2点について質問いたします。

一つ目。この新型コロナ感染が収まってからになると思いますが、将来、今後発生が予想される災害に備えて、早期の職場機能再開を目的とした業務継続計画策定に取り組む考えはありませんでしょうか。

二つ目。現在の新型コロナ対応の経験を活かして、自然災害に加えて、感染症もその対策に含める考えはありませんでしょうか。

以上、質問いたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

出崎議員の業務継続計画策定についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目の業務継続計画とは、町が非常事態時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務として特定するとともに、制約された資源を効率的に投入することで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画でございます。

この計画は必ずしも独立した計画書とする必要はなく、この計画に定めるべき重要6要素の事業継続に関する規定が、何らかの文書形態に定められていることをもって、業務継続計画を策定済としているものでございます。

当町においては、業務継続計画は江差町地域防災計画に位置付けているところではありますが、重要6要素の一つである非常時優先業務の整理につきましては、災害応急対策業務について明記しておりますが、通常業務に係る優先業務の選定は掲載していません。

今後、防災計画策定時に詳細を掲載するか、別添にて独立した計画を策定するかについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、2点目の感染症関連につきましては、地域防災計画の中の防疫計画の中で掲載しておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応等につきましては、国としても一連の対策を通じた中で、感染症対策の見直し等が行われるものと想定しており、町といたしましても国の動向を踏まえ対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

「出崎議員」

以上で質問を終わります。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に西海谷議員の発言を許可いたします。

西海谷議員。

「西海谷議員」

それでは、私の方から3点ご質問させていただきます。

1点目。東京オリパラに関する誘致活動についてでございます。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症により、東京オリパラが1年延期となりました。

この間、照井町長、自らオリパラでの江差追分披露をはじめ、パラホストタウン登録を目指し、積極的に誘致活動に取り組んでいると聞いておりますが、現在の進行状況をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員のご質問にお答えいたします。

2020年の東京オリンピックパラリンピックの開閉会式等、各種式典等での江差追分披露を目指し、これまで国や道等、各関係機関への要請を続けてきたところであり、昨年11月にオリンピック担当大臣である橋本大臣への要請を行い、その後、国の調査事業を活用し、パラリンピックの選手団との大会後の交流や東京武蔵野大学キャンパスに設置されるホストタウンハウスでの江差追分の披露等、アメリカを相手国としたホストタウン登録に向けた取り組みを進めることとして、1月29日に開催された議会全員協議会でもご報告させて頂いたところでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、3月下旬にオリンピックパラリンピックの1年延期が発表され、調査事業につきましても見直しが必要となったところでございます。

このため、来年のオリンピックパラリンピックに向け、まずはホストタウンの登録を最優先に進めることとして、国のオリパラ事務局とも協議を行い、相手国の代表者に大会後の選手団との交流に係る受け入れ施設や体験メニュー等を視察頂くこととし、先月11月19日から20日にかけて、交渉窓口の代表者であるアメリカオリンピック委員会のジョンオオモリ氏に当町にお越しいただき、ホストタウン登録に向けて直接協力を要請したところでございます。

ホストタウン登録にあたっては、競技団体との合意が必要となることから、実現可能な協議として、シッティングバレーが有力候補であり、現在視察状況の報告と合わせて、当該団体との合意形成に向けた調整をして頂いているところでございます。

また、江差追分の披露につきましては、大会における開閉会式やホストタウンハウスの設置等、規模や実施方法も現段階では未定とのことであり、今後とも国や道等の情報を収集しながら、引き続き取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

是非、頑張ってくださいと思っています。

それでは、2問目に入りたいと思います。

(議長)

はい2問目。

「西海谷議員」

2問目。漁業推進支援策についてでございます。

先日、新たな増養殖対象魚種に向けて、漁業者の若手を中心に先進地視察を行ったと聞いております。安定した漁業経営を目指す取り組みについては、大いに期待する一方、現在継続中の増養殖事業についても、更なる経営安定向上のために、継続と生産力強化が必要であると考えております。

特に、高品質高単価が期待できるナマコ養殖事業は、施設等も十分ではなく、今以上の生産は限界であると考えております。

他の魚種も含め、今後の漁業推進支援策についての考え方を伺いたします。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からの今後の漁業支援策等に関するご質問がございました。

始めに本町の漁業を取り巻く環境は、議員もご承知のとおり、漁業者の高齢化による担い手の不足や水揚げの不振、更には新型コロナウイルス感染症の拡大による国内需要の停滞等に起因した、水産物の価格の落ち込みが顕著にみられる等、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

このような中、イカやスケトウダラ等の回遊性資源に依存しない、新たな前浜づくりを探るため、先般、青森県深浦町にある日本サーモンファーム株式会社を町内漁業者、ひやま漁協関係者ととともに訪問し、中間養殖施設や海上養殖施設等の生産工程等の視察を行ってきたところであり、今後、江差地区での可能性について、関係機関等も含め協議がなされるものと聞いており、議論の経過を踏まえ、町としての対応を検討していきたいと考えております。

次に、本町の磯根資源の代表格となったナマコについてでございますが、コロナ禍の中

にあっても他の地区に比して高値で取引されている状況であります。議員ご指摘のとおり、増養殖施設の老朽化やナマコそのものの資源管理と将来における安定した生産体制を築いていかなければならないものと推察しています。

そのため、江差ナマコ協議会での議論や関係機関の意見等を踏まえ、ナマコ資源の増大に受けた取り組みについて必要な支援を行って参りたいと考えております。

また、この間、檜山管内全体で取り組んできたサケやニシンの種苗放流の成果が、近年数字として表れてきており、特にサケの水揚げが本年100トンを超え、13年振りに3桁の漁獲になったことは、明るい話題として捉えております。

今後もこうした地道な取り組みを継続するとともに、地元で水揚げされるヒラメやサクラマス等の水産物の品質の向上に向けた船上活締め技術等、魚価が、価格安定のための取り組みを推進して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

分かりました。是非、頑張ってくださいなと思っております。

それでは、3問目のサツドラホールディング包括連携協定事業について、ご質問させていただきます。

本年3月、サツドラホールディング株式会社と包括連携協定書を締結いたしました。地域の活性化や住民サービスの向上等を目的とした、協働事業の取り組みに大いに期待しているところでございます。

コロナ禍の中、現在どのような取り組みを検討しているのかお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からのサツドラホールディングスとの包括連携協定事業に関してのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、江差町とサツドラホールディングス株式会社とは、今年3月27日に協働事業に関する協定を締結したところでございます。

双方が互いの資源や特色を活かした事業に協働して取り組むことにより、地域の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とした取り組みを進めていくことになっております。

双方にとってこの協定により、どのようなプラス効果を求めているのかご説明をさせて

頂きます。

サツドラ側としては、今後、人口減少や高齢化により北海道全体が縮小に向かう中で、地域と協働しながらどんな取り組みが可能かのモデル事業として、ドラッグストアが2店舗ある江差で展開していきたいという目的がございます。

江差町といたしましては、同社の参加企業が抱える多種多様な人材のサポートを得ながら、町として抱える課題の解決を目指すものでございます。

今年度進めているいくつかの事業の中から、具体的なものを二つご紹介申し上げます。

まず、高齢になってもICTに対応できる人づくりを目指し、年齢層に配慮したスマホ教室、アプリ教室をこれまで4度開催し、今後、年度内に2度行う予定になっております。

2つ目として、在宅型総合福祉施設まるやまのトレーニングコーナーを活用した、健康づくり拠点整備を行っています。まずは、札幌からサツドラ傘下の専門指導員にまるやまへ出張して頂きながら、現地で直接的な指導を受け、概ね一月後に参加者は同じメンバーとしたうえで、講師は札幌からWeb上で指導して頂くこととなっております。近い将来インターネット環境を使いながら、江差にしながら本格的な指導員のフィットネスの指導を受けることができる土台作りを試行しているところでございます。

江差町としては、今後ますます高齢化、人口減少社会を迎えます。そういった時代が到来してもいつまでも安心して年を重ねる町が実感できる、そんな社会を構築するための手段として、ICTを活用した生活基盤の整備が欠かせません。今年度は包括連携1年目です。次年度以降も住民がよりICT環境を身近に感じて頂ける意識付けを進めるとともに、健康を基軸としながらも生活全般に渡ってサツドラホールディングスのサポートを頂きながら、住民生活の向上を目指した事業展開を進めて参りたいと考えております。

(議長)

西海谷議員、いいですね。

以上で、西海谷議員の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

休憩 10:57

再開 11:05

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは、一般質問いたします。

今回、3問いたしますが、1、2は直接、新型コロナの関係でありますし、3番目もあ

る意味、新型コロナに間接的にかかわる部分もあります。

最初に、1番目。新型コロナ感染対策に万全をとということで、項目2つ、小項目2つ起こしております。

この間、一般質問、6月議会、予算質疑、もしくは全員協議会、決算でも何度かコロナの関係、特に検査の関係も触れて参りました。①といたしまして、改めて、これまでの論議を踏まえて、お聞きしたいと思います。

奥尻の現状、更には奥尻を含めた檜山、もっと言いますと渡島、函館、この道南の状況を見ますと、改めて私は、検査体制の抜本的な改善、拡充が必要だと思っております。直近の数字を見ますと、道の方では毎日のようにネットで発表しております。この檜山を見ましても、検査数はPCR、部分的には抗原検査も入っている部分もあるかも知れませんが、飛躍的には伸びております。しかし、先程言いました道南、特に奥尻を含めたこの檜山の現状から見れば、私はもっともっと、迅速な検査が必要と思われれます。若干数字を皆さんに示したいと思いますが、市段階等は毎日検査数が公表されておりますが、振興局単位は1週間単位で検査数が報告されております。直近で言うと7日月曜日、7日月曜日のそれを含めた、それまでの1週間の部分が発表されております。檜山は検査数がその1週間で490件。これはこれまで見れば、もう飛躍的な検査数です。ただ、当然であります。その1週間で奥尻、奥尻以外も含めた檜山全体で51人の陽性の感染者が出ております。いわゆる陽性率ということをいろんな視点の、指標の一つにしますが、490件の検査で51人の感染者が出ておりますから、ゆうに陽性率は1割を超えております。もちろん更にその1週間前は、111件の検査で陽性が21件でしたから陽性率、まあ2割なので、そういう意味では飛躍的な検査数が増えていることによって、陽性率も2割から1割ということでは、一定程度、終息の方向にいつてるのかなということも期待したいと思います。

いずれにしても、私は今の検査の状況、この間一般質問等で言っておりますが、札幌頼み、まだ札幌頼みであります。主にPCR検査。抗原検査は道立病院、もしくは奥尻で言うと奥尻の国保病院でも行われております。ただ、確定ということになると、どうしてもPCR検査で確定したいという点では、現時点でまだ、管内の指定感染症病院では機械が入っていないのでしょうか、札幌に送られております。

今どうなっているのか。予算等、それからもしかしたら納入等の状況があるのか分かりませんが、いずれにしても、この檜山で、特に南檜山で一刻も早く検査するという体制を私は強く要請して頂きたい。1日遅れればそれだけ感染者が広がる。2日、3日遅れればもっともっと広がる。これが今、クラスターがどんどんどんどん広がっている現状の一つであります。

この点について町長の見解を改めて伺いたいと思います。

それで私は丸2つ目として起こしましたが、先ほども言いました、広く検査が必要だという点について、ここでは社会的検査という言葉を使いました。これはまだ行政用語、法律用語ではございませんが、今言われていますのは、感染急増を防ぐには、社会的検査が

必要だということで、いろんな地域で実践されております。テレビ等ではよく出るのが東京の世田谷区、または九州の九州市等では既に実践されておまして、広く検査することによって感染拡大を抑える。そういう効果も言われております。出ていると言われております。

実は法律用語ではないと言いました。先程、社会的検査。厚生労働省もそういう言葉は使っておりませんが、事実上、広く検査しなさいと、状況によっては、通達が出ております。感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その機関、医療機関や高齢者の施設等に危惧する人。入院、入所者全員を対象に、全員を対象に濃厚接触者を一人一人時間をかけて追うということじゃないと。一気に全員を対象に、いわば一斉、定期的な検査の実施を行うようお願いいたします。これは実は何回か厚生労働省から通達出ておりますが、私見た部分では直近で11月の16日に、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症本部、対策推進本部で念押しで出されております。

私は仮に、奥尻の状況を見ても、江差町で大きな感染拡大、そういうことが無いように願いたいんですが、少しでもそういう状況があれば、兆しがあれば、間髪入れず社会的検査、先程言った、厚生労働省の通達、これは都道府県で一定程度やらないとできない。厚生労働省は地元任せになっちゃってるんですよ。お金のことも含めて。これもゆるくないんですが。どうしてもこの社会的検査、厚生労働省の言っている広く検査するとすれば、実施機関、まあ北海道とか保健所との連携が必要になってまいります。

改めて私、今この時期だからこそ、今後の危機的な状況、万が一迎えてもしっかりとした対応をできるために、道や保健所にこういう社会的検査、厚生労働省の言っているその通達に則った取り扱いを出来るように、今から道、保健所に要請すべきと思いますが、この点についても伺いしたいと思っております。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の新型コロナウイルス感染症に関する検査体制についてのご質問にお答えをします。

検査を含む医療体制は、北海道が体制整備を行っており、これからのインフルエンザ流行期における外来診療体制につきましては、道や南檜山の医療機関が協議し、連携体制を整備いたしました。

受診方法につきましては、町ホームページや広報チラシ等で周知しておりますが、掛かり付け医に電話相談をし、医師の判断指示を仰ぐ形となっております。

議員もご承知と思いますが、新型コロナウイルス感染症患者を診断するのは医療機関。その後の疫学調査は保健所が実施し、その調査によって特定された濃厚接触者のPCR検

査が疫学検査となります。

疫学検査は、採取した検体を道立衛生研究所に輸送し検査をしており、当初は検査結果判明までに1日から2日かかっていたのですが、検査処理能力が大きく上がったため、検査翌日には結果が判明しています。

議員がご指摘の検査を南檜山で出来る体制をとるには、機器整備だけでなく、医師をはじめとする医療スタッフの確保が必要であり、繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染患者の診断に関しましては、南檜山医療機関が連携した中で診断受け入れ体制がとられています。検査体制については限界があることも事実であります。疫学検査は道立衛生研究所の検査処理能力が上がり、検査結果が検査翌日には判明していることや、特に檜山管内の急激な感染者の対応に、江差保健所、道立江差病院、檜山振興局、そして南檜山管内の各医療機関が懸命に対応している状況の中で、強い要望という立場ではなく、気を配った要請が大切であると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目の社会的検査の実施についてでございます。

議員がおっしゃる社会的検査とは、有症状者や濃厚接触者に行うPCR検査ではなく、集団感染を予防するために介護や保育等の多数の人との接触を避けられない従事者に対して行う検査のことと考えております。

議員ご承知とは思いますが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、高齢者施設等への重点的な検査の徹底についての要請の事務連絡が、11月19日付けで都道府県に通知されております。高齢者施設等の入所者や従事者が発熱等の症状を呈する者については必ず検査をし、検査結果が陽性であれば、入所者及び従事者全員の検査をするということという内容でございまして、このような事例が発生した場合、道は通知文に則った検査を実施し、高齢者施設や医療機関での感染拡大防止を図っていくこととなります。

また、現在の檜山管内の感染状況を鑑みますと、感染者の探知、濃厚接触者の特定により、感染拡大の防止を図っていくことが何よりも先決であり、社会的検査まで拡大した検討する時期ではないと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

議長、あのちょっと再質問させてもらいます。

町長6月議会で実は私、あまり過去のことを前提にして質問するということを行ったんですが、6月議会で道立病院、まあ指定感染症病院、道立病院の部分で、PCR検査のことについて聞いてるんですね。

で、それで、このことについては、当然江差町としては道が進めるという前提で受け止

めて、それが分かり次第、町民には周知をさせていただきますということで、当然、この2次医療圏で必要だという前提で町長は答弁していると思う。今のちょっと答弁、少し後退のような答弁だと思うんですが、その点ちょっとお聞きしたいなと思います。

「飯田議員」
議長、議事進行。

(議長)
はい、飯田議員。

「飯田議員」
前段にですね、小野寺議員、委員長としてですね、委員会報告の中でですね、再質問、再々質問については通告書で通告した以外、厳に慎むように本人が言ってですよ、そして、3名の議員もですね、やっぱり委員長の通告通り再質問してないんですよ。議長認めるんですか。委員長が議員全員に要請しながら、本人が再質問する。これはやっぱり取り下げてください。でなかったら休憩をとって議会運営委員会を開催して下さい。

(議長)
小野寺議員、今飯田議員からの発言はですね、1回の質問、それから答弁も1回ということで、議会運営委員会は決定したと。だけど小野寺議員は委員長でありながら、なぜ再質問をしたのかと、ということですけども、参考までにその考え方を聞きます。
それが納得いかなかった場合、休憩して議運を開いてもらいます。

「小野寺議員」
議長。

(議長)
小野寺委員長。

「小野寺議員」
私の質問に対して、噛み合った答弁がなかったからです。以上です。

(議長)
そういうことですから、飯田議員どうですか。

「飯田議員」

議運を開いて下さい。

(議長)

はい。それでは休憩をしてですね、議運を開いて下さい。

休憩 11:20

再開 11:42

(議長)

それでは、全員が揃いましたので、先程のことについて、休憩を閉じて再開いたします。
それでは、飯田副委員長。

「飯田議員」

ただ今、休憩中でしたが、議会運営委員会を開会いたしまして、小野寺委員長には当事者でございますので、除斥をお願いいたしました。

そして議会運営委員会、色々協議をいたしました。

当初の決定通り、一般質問事前通告制のため、再質問、再々質問については、慎むように小野寺議員に通告をいたしました。

これを受けまして、3名の議員も既にもう再質問をしないで終えております。

それらの主旨を鑑みて、小野寺議員については再質問については、厳に慎むように通告いたします。

以上でございます。

(議長)

今、副委員長、この場で、小野寺議員の質問をしますか。させますか。

そのまま、これで休憩してもいいんですよ、昼まで。

1時まで休憩いたします。

休憩 11:44

再開 13:00

(議長)

それでは休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは小野寺議員。

「小野寺議員」

再質問の改めでの。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

午前中、失礼いたしました。

議長の報告、その前の委員長の報告で、必要な部分については私も控えるつもりであります。

本当は社会的検査だって実態はそうじゃないですよと言いたかったんですが、それはやめます。なので、午前中に言いましたが、ここは少し明確に改めて町民も知りたがっている、その検査の側面について教えて頂きたい。

この間の流れ、全員協議会でも言いました。結果的には道で予算措置する2次医療圏毎にPCR検査の機械を設置したい。で、結果的には道立病院で予算的にきつと、まあ要求したのかな、発注したのかな。でもまだ付いていない云々ということまでのやりとりはこの間しました。

それで、改めて6月議会のことも含めてなんですけど、当然、町長は、その整備の必要性も含めて医療機関等もあるけれども、その流れで分かればしっかりと町民にも周知させて頂きたいということも言っております。

改めて、今どうなっているのか、きちっと教えて頂きたい。遅れますよPCR検査。教えて頂きたい。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

若干、ちょっと遠回りになるかもしれませんが、できるだけ簡潔に言いますが。

11月の初旬位から檜山管内での感染者が発生して、そして現在、道立江差病院も檜山振興局も保健所も懸命な状況に置かれているので、町長答弁でも言ったのは、このタイミングでの要請含めて、もう少し状況を落ち着いたら、そのタイミングでしますよという内容が、町長のまずは答弁であるということです。

それから、PCR検査の機器については、道立病院の方に導入、まあ、されただろうというふうに思いますけれども、問題はですね、11月の初旬から発生している状況の中で、これは不確かな情報は、この議場ではお話しできませんけれども、若干、推測入りますけれども、軽症者が現在道立病院に入っているのは報道でも発表されておりますけれども、仮に一人なのか二人なので検査体制というか、検査の人数が何人できるのか。それから、仮に何人、10人入ったら検査の人数が何人できるのか。これはまさしく医師であり看護師であり、病理の検査技師だとか、そういった体制で、入院患者の数によって検査数が左右される。これが医療現場の体制だということで、これが11月の頭から現在もそういう状況で、檜山振興局の職員も保健所も奥尻の役場の方へ応援に入ってますし、病院の方もかな

りの混乱というか、一生懸命やっている最中なので、検査の数等についても、今、公表できるちょっと段階ではないだろうと、こういうことです。

ですから、小野寺議員おっしゃるとおり、我々も若干なりとも知り得る情報はありますが、公表できる部分と公表できない部分もあることは、しっかりご理解頂きたいのと、町民にも道立病院はこれだけの検査はできますとか、そういったことは早くに周知はしたいんですが、江差だけの病院ではございませんので、南部檜山圏域の中で、どの時点で公表にできるかと、こういった所も、タイミングとしては1月中に副町長会議であったり、町村会もありますので、それらの中でも少しまた情報を得たいと、このように思っています。

以上でございます。

(議長)

はい、いいですね。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、ありがとうございます。

それで2番目に移ります。

今のとも、ある意味関連になるんですが、今、本当にコロナ禍の中で、特に高齢者の生活本当に大変だなと、そういうところにしっかり町としても目配りをして頂きたいと、そういう主旨で2つの細項目でお聞きします。

①として、そもそも、これもこの間色々9月議会とかも取り上げてきました。実態今どういうふうにつかんでいるかということであります。

特に一人暮らし、高齢者、中々、広報といえども残念ですが、しっかり、まあ見れない部分と理解、中々、できない部分もあるのかもしれませんが。色んな情報が入る中で、不確かな情報も入る中で、不安な暮らしをしている方がいらっしゃいます。

私自身の経験でも、37度5分の熱出たけれども、どうしたらいいんだろうと。いや広報にこう書いてますよと、言ったこともあるんですけども。それから、先だっても私コロナかもしれないと、どうしたらいいんだろうということもありました。中々、自分一人で判断ができないと、掛かり付け医って、私複数の病院にかかっているというようなことも含めてですね、本当に不安がっている。そういう部分について、役場も色んな仕事、チャンネルがあると思うんです。そういう中で、どういう風につかんでいるかお聞きしたいのと。

②でちょっと項目を起こしましたが、中々、対策といってもゆるくないのも、私も理解できます。でも、一言そういう方々に、役場なり色んな関係者から声を通す、もちろん地域ということもあるかもしれませんが。まず、ここ議会ですので、行政の部分で何かできな

いのか。町の事業、もしくは社協等に委託等もして、一定の、全員とはいかないでしょうから、一定の部分。高齢者のどこどここのまでの方については週に1回電話かけるとか、なにがしかの部分でそういう状況をもしかしたら不安が解消すると、一定の方向性も伝えることも出来ると、そういった目配りが必要ではないのかなという気がいたします。

町長のご見解を伺いたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

コロナ禍における高齢者生活の安心に関する実態把握と対応に関するご質問にお答えいたします。

町ではコロナ禍において、まちづくり推進課が中心となって一元化した情報を、世代を問わず正しく伝えるために、チラシの全戸配布やいち早く情報発信するためにLINEを導入するなど、町民の皆様への情報提供に努めているところでございます。

在宅生活を送る高齢者や一人暮らしの方々につきましては、介護サービス利用や介護予防事業参加、除雪サービスといった各種高齢者サービス利用の中で、ある程度の実情を把握することができますが、それは一部の高齢者に限られることで、全てではないため、町内会、自治会といった地域の協力を得ることは欠かすことはできません。

そこで、高齢あんしん課においては、4月下旬において戸別訪問はしにくい環境にあったため、全町内会自治会にご協力を頂き、新型コロナウイルス流行に伴う地域課題に関する実態把握調査を実施したところでございます。

緊急事態宣言中の地域の困りごとや役場に取り組んでもらいたいことを調査項目として、合わせて自粛生活中的運動不足解消法や給付金詐欺に関する情報提供も合わせて行ったところです。

議員ご提言の電話訪問等による目配りについてでございますが、個別電話については一元化されている町の情報が誤って伝わってしまうリスクなどもあり、難しいと判断しており、また、個別訪問についても感染予防の観点から実施しにくい状況にあるため、今回も12月中に全町内会自治会にご協力を頂き、高齢者世帯の健康面に関する調査項目も加え、高齢者に目配りする内容で調査する予定でございます。

また、調査項目活動を通じて高齢者世帯への相談窓口が高齢あんしん課にあることも改めて周知し、対応して参ります。

併せまして、高齢者見守り支え合いネットワークチーム江差にも、より一層の情報共有を依頼する等、地域全体で見守り、支えあう活動に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。まあ辞めますが、何で町でできないんですかと、一言、言っておきます。

3番目に入ります。

防災無線の抜本的見直しをとということで起こしました。

ちょっと私、議員の関係もあって、奥尻とは良く電話のやり取りしております。

で、たまたまやってみましたら、個別受信機ですけども、奥尻の町長が今のコロナの関係で、今こうなっていますということで今の状況、各家庭に、全町に報告をしておりました。

改めて、江差の場合は今すぐという対応の設定にはなりません、今ある各地に、江差町内にありますサイレン遠隔吹鳴装置、これは行政無線ではなくて、江差消防署の管理の消防業務用であります。

ですから、先程言った基本的にはコロナ等使えない。ある地域では熊が出没しますと。どこの地域、限定的にそこへの注意をと、的確にやっていました。コロナの問題もそうです。

緊急を要する様な身近な事案でも、やはり広報できると。迅速にできる。各家庭の個別受信機を基本として、防災行政無線の整備、私は検討すべきだと。

今のコロナについては間に合わないかもしれませんが、今後も、同様なことが起きるだろうと思います。

ちなみに、今はデジタルですけども、デジタル防災行政無線ということで、檜山に限って言うと、奥尻はさっき言いましたけれども、2017年に奥尻で設置。2019年にはせたな町。乙部町で設置。上ノ国町今年設置と。渡島でも1市3町で設置されております。もうあの消防のサイレン吹鳴装置、あれ基本的には消防団員を招集するために作られたもので、今はほとんどスマホ等も用事が足りる。防災行政無線ももうつけなければならない。これ必死の実は課題になっております。

改めて、町長の見解を伺いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

3問目の行政防災無線の抜本的見直しをというご質問でございます。

防災行政無線の必要性となりますと、町民の皆様へいち早い情報伝達手段は感じているところでございますが、防災行政無線や個別受信機の整備に関しましては、必要性は認識

しておりますが、多大な経費がネックであり、即整備とはならないとはしても、今後の検討であると捉えております。

また、最近では携帯通信網等を活用した新たな防災情報伝達システム等も開発されており、それらの導入についても比較検討の中に入れていきたいと考えております。

当面、地震台風津波警報やその他非常の事態発生の場合は、現在ある消防吹鳴装置での伝達を実施して参ります。

なお、熊の出没やコロナ発生のお知らせ等につきましては、今まで通り、関係町内会や広報連絡員を通じてチラシを配布して参りますので、ご理解願います。

なお、コロナ関係では、今年に入り既に広報紙への折込は6回、広報連絡員を通じたチラシの単独配布は4回。合計10回に渡り全戸配布による町民への情報提供をしております。

また、現在、町では、江差町公式LINEを開設し、情報発信をしております。これについても多くの町民に登録して頂くよう、今後も広報して参りますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、もうやめます。やめますが、高齢者は、中々、LINEであるとか、使えないんです。

是非、そういう急に検討して頂きたい。

これで終わります。

(議長)

はい。

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、室井議員の発言を許可いたします。

「室井議員」

はい。議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

では、質問通告通り入っていきます。

これまで、構想の実現に向けた提言は、各議員の一般質問や特別委員会、常任委員会の意見書などを通じ、今日まで多くの提案型で意見していることは、皆さんも十分ご承知されていることと思います。

その提案内容の意見は、多種で一元的に絞り切れない要素も含めておりますが、かもめ島を含めて江の島構想で、一体何を指すのか。基本的理念をしっかりと構築されたものでなければ、全体構想を策定することが不可能と強く認識しております。

にぎわいのみが優先されると、総合計画、都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定の観点からも整合性が図りづらいと考えます。

江差町の歴史文化との協調性を図るマチづくりを推進するならば、かもめ島周辺の整備基本構想を策定する専門的知見を有する委員会を設立するべきと考えます。

当て職的な委員会ではなく、いま、日本、そして国際的にも活躍している有識者を構成員に入れ、構想が事業実施に向けて弾みある組織を設立するべきと考えます。

新年早々、令和3年度の予算検討が行われると思いますので、しっかりと認識され策定委員会の予算化をして頂きたいと思いますので、町長の所見を求めます。

以上。

(議長)

はい。町長。

「町長」

室井議員のかもめ島とかもめ島周辺整備計画の進め方に関する、ご質問にお答えいたします。

私はこれまで、北の江の島構想について、第6次江差町総合計画と江差町都市計画マスタープランの策定後に、本格的な整備計画に入りたいと皆様にお伝えして参りました。

この春、これらの策定を終え、第6次江差町総合計画においては、構想の着実な実行重点事業として捉えておりますし、都市計画マスタープランでも当該地区については、拠点地区として位置付け、地区の将来像、町民同士、家族や来訪者が集い、交流し、楽しめる空間づくりを目指し、動き出しを始めたところです。

この構想に限ったことではなく、私のまちづくりの考え方は、ただ単にたくさんの観光客に来て頂くんだというものではございません。目的は、江差のファンを1人でも多く増やしながら、着実に交流人口、関係人口を増加させ、地域経済に繋げていくものです。

また、外からのお客様にも訪ねてみたいと思って頂くだけではなく、何よりも、住民が楽しめる施設、目指すエリアにしていきたいというのが、私の方針であります。

そういう意味では、町としての方針をしっかりと持ちながら、住民の皆様と作り上げていくことが基本です。議論の中で、専門性が高い分野で、様々な見地から助言が必要な場合があるかと考えますが、議員からご提案がありました、専門的知見を有する、あるいは、著名な有識者を含めた委員会の設立に関しては、現時点では想定しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

なお、本構想関連の予算化に関しましては、令和3年度に関係機関との協議を進める中で、一定の道筋が見えた段階で、可能な限り、基本構想に向けた動き出しに関する予算化をお願いすることを想定しているところでございます。

いずれにいたしましても、議会特別委員会や総務産業常任委員会からもご提言頂いておりますし、庁舎内における市街地活性化委員会における役場内部の議論もしっかり重ねることはもとより、特に議会との協議を重ねながら、江差町の今後、20年、30年先の現実を見据えるとともに、夢のある整備計画に向けて歩みを進めて参りたいと考えておりますので、議員各位もご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

(議長)

いいですね。

はい。以上で室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました、一般質問は全て終了いたしました。

これで、一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第7、議案第1号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」(補足説明)

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に交付されまして、交付の日から起算して6月を経過した日である、同年12月12日から施行させることになることから、今回、条例を制定するものでございます。

条例の主な内容は、町村議会議員及び町長選挙における選挙運動の費用を町が負担することに係るものでございます。

議案書は2頁から5頁、資料は1頁から2頁となります。

町長及び町議会議員について、選挙運動用自動車に係る費用の公費負担で、ハイヤー契約による場合は、1日1台、上限6万4,500円、ハイヤーによらない個別契約方式の場合は、1日1台、上限1万5,800円の公費負担。燃料代が1日7,560円の日数分の範囲内。運転手雇用は、1日1万2,500円の範囲内となっております。

選挙運動用ビラの作成費用の公費負担につきましては、ビラ1枚当たり、7円51銭で、町議会議員の作成枚数の限度は、公職選挙法第142条第1項第7号に定める、1,600枚となっております。

選挙運動用ポスター作成費用の公費負担については、1枚あたりの作成単価の上限額を1,100円とし、作成枚数の上限枚数を70枚としてございます。

これらいずれの場合も、候補者とそれぞれの業者との間で、有償契約の締結が必要となり、候補者はその契約書を選挙管理委員会へ届け出し、選挙管理委員会から業者等へ支払いを行うこととなります。

条例の主な内容は、以上となっておりますが、公職選挙法の改正では、町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布の解禁と供託金制度を導入することとしております。施行期日は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日からとしてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第9、議案第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、並びに日程第10、議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、並びに日程第11、議案第5号、江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただいま、一括上程となりました、議案第2号、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、並びに議案第5号、江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を定める必要があるため、関係する条例の改正を行うものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

今回の4本の条例の一部改正につきましては、改正の理由とその改正の内容の大部分が同じでございますので、一括して私の方からご説明申し上げたいと思います。

まず、議案書でございますが、税外諸収入の条例が8頁でございます。後期高齢者が10頁、介護保険が12頁で、下水道が14頁となっております。資料は、3頁から7頁でございます。それぞれ条例の新旧対照表となっております。

まず、一部改正をする主な理由でございますけれども、原価の支柱金利が低金利であるという、長く低金利状況が続いているという、そういう実勢を踏まえ、当分の間として、国税、国の税金の延滞金の割合を見直ししたのに合わせて、地方税法も延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる改正を行いました。今回、地方税以外の延滞金の割合についても、地方税と同水準にするため、改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、本則で定められている延滞金の割合を当分の間、特例基準割合、これは銀行の新規の短期貸し付け約定平均金利の年平均でございます。財務大臣が告示する割合でございます。それに1%を加算した割合で、その特例基準に連動するように見直しをしたものでございます。

具体的には、本則でうたわれている14.6%は、特例基準割合に7.3%を加算した割合に、また、7.3%は特例基準割合に1.0%を加算した割合となります。現時点で告示されている財務大臣が告示している割合は0.6%でございますので、14.6%は附則により8.9%に、また、本則の7.3%は2.6%となるものでございます。

なお、下水道の受益者負担金は都市計画法で規定されてございまして、下水道の条例に限って、14.5%と7.25%となっておりますが、同様の算出方法となるものでございます。

それぞれの条例の改正でございますが、税外諸収入金の徴収に関する条例については、不足に延滞金の割合の特例の規定を追加してございます。

次に、後期高齢者医療に関する条例では、現行の附則の規定を改正後の規定に改めているものでございます。

次に、介護保険条例では、附則に特例規定を追加した他、本則第9条の延滞金の規定を納期限の翌日から1か月を経過するまでの割合を定めるなど、後期高齢者医療条例に併せて同様の規定になるよう、改めてございます。

最後に、公共下水道受益者負担金条例につきましても、同様に附則に延滞金の割合の

特例の規定を追加しているものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和3年1月1日からとさせていただきます。

なお、税条例の方につきましては、他の税の改正とともにですね、3月31日付けで、専決処分していますことを申し上げます。

延滞金の割合に、特に係る、関係する条例の一部改正の説明については、簡単ですが以上とさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第2号、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

て、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第5号、江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第6号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第6号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第13号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業として、5事業に係る経費の補正と生活交通バス路線維持費等補助など、その他事業として6事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,414万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,970万8千円とするものでございます。

併せまして、繰り越し明許費、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書17頁の補正予算構成表をお開き願いたいと思います。

最初に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業につきまして、まとめてご説明申し上げます。資料は8頁をお開き願いたいと思います。

まず、この交付金の概要でございますが、感染拡大防止や医療提供体制の整備など、都道府県の取り組みを包括的に支援することを目的とした交付金でございます。都道府県が行う事業の他、市町村の事業に対して都道府県が補助する事業も交付の対象となるもので、今回児童福祉施設等における感染防止対策支援のメニューを活用して、事業を行うものでございます。

それぞれの事業の内容でございますが、マスクやアルコール、ハンドソープ、防護服、あるいは、スプレースタンド、加湿器、非接触型体温計など、感染拡大防止のための消耗品や備品を整備するもので、なかよし、つばさと水堀学童保育所、認定こども園、常設保育所の計7施設と乳児家庭全戸訪問事業に、それぞれ各50万円ずつ経費を計上するものでございます。水堀学童保育所と認定こども園につきましては、町からの補助となっております。

5つの事業で、補正額は400万円でございます。財源は全額道支出金となっております。

続きまして、生活交通バス路線維持費等補助でございます。

例年12月定例会で、補正をお願いしているもので、函館バスが運行している、檜山海岸線や江差八雲線、南線など、13系統の路線について、生活路線の維持のために補助をしているものでございます。補正額は1,748万2千円、全額一般財源でございます。

次に、困りごと支援相談員配置でございます。

第2回臨時会におきまして、相談員の配置の経費を、また、第3回臨時会で6か月延長し、来年1月までの経費の補正をお願いし議決頂きましたが、固定資産税や国保税、介護保険料の減免などの支援もして頂くため、任期を更に2か月延長して3月31日までとする経費について、補正をお願いするものでございます。補正額は35万円、全額

一般財源でございます。

次に、過年度還付金（令和元年度子ども子育て支援交付金返還）でございます。

放課後児童健全育成事業などの事業に係る補助金につきまして、実績報告による清算に伴い返還金が発生したので、補正をお願いするものでございます。補正額は44万5千円、全額一般財源でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰り出し金でございます。

令和3年度から施行される給与所得控除や保険料算定方法の変更などの税制改正に対応するため、電算システムを改修する経費について繰り出しを行うもので、補正額は44万9千円、全額一般財源でございます。

次に、介護保険特別会計繰り出し金でございます。

令和3年度から施行される訪問型サービスや通所型サービスなどといった、いわゆる第1号事業の対象者の弾力化や、第1号事業のサービス価格の上限の弾力化、在宅医療介護連携推進事業に関する見直しなどの介護保険制度の改正に対応するため、電算システムを改修する経費について繰り出しをするもので、補正額は134万8千円、全額一般財源でございます。

次に、地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク負担金でございます。

南檜山地域全体で将来に渡って持続可能な医療提供体制の構築に取り組むため、本年9月に設立された法人に係る負担金でございます。補正額は7万円、2分の1の3万5千円が道支出金で、残3万5千円が一般財源でございます。

補正額合計では2,414万4千円となり、道支出金が403万5千円、一般財源が2,010万9千円でございます。

次に、20頁をお開き願います。第2表、繰り越し明許費でございます。3本ございます。

まず、陣屋円山地区町有地法面崩落防止でございますが、本年度、補正を議決頂きましたが、実施設計が10月末で完了しましたが、工期が6か月程度必要であること。冬季間の工事となると単価が上がることなどの理由から、翌年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、高度無線環境整備推進でございますが、事業自体は2か年事業でございます。最終的に民間事業者に支払いをするのが翌年度であることから、繰り越しをするものでございます。

次に、檜山広域行政組合分担金、災害対応特殊救急自動車整備でございます。

車両のぎ装等に6か月から7か月程度の期間が必要であるとのことで、年度末までに納車をすることが難しいということでございまして、翌年度に繰り越しを行うものでございます。繰り越しする予算額は、いずれも記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

続きまして、21頁でございます。第3表、債務負担行為の補正でございます。

こちらも例年、お願いしておりますが、役場庁舎警備委託、役場庁舎清掃委託、在宅型総合福祉施設清掃委託について、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、今回、入札などで特に日にちを要する事業について、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。債務負担行為の期間、限度額は、それぞれ記載されているとおりでございますので、割愛させていただきます。

説明は以上となりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。簡潔にお聞きします。

いずれにしても、この時期ですので、コロナに関係するかも知れません。そういう意味で、2点。総務費企画費の生活交通バス路線、それから、衛生費保健衛生総務費の連携推進法人、2つお聞きします。

まず、生活交通バス路線維持費ですが、交通体系云々かんぬんと言ったら、また大きくなるので、また別の機会に。当面のことでお聞きします。この補助金、バス路線の部分なんですが、特に今回のコロナの関係で、相当の影響を乗客、バスを利用している方、影響あるのではないのかなと思うんですが、これに関して、今、どういう事業者とのやり取り、もしくは、経営の見通しで、結果的にこの補助金について、どのような話になっているのか。増やしてくれという話でもなっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、2点目。保健衛生総務費。いよいよ、連携推進法人、具体的に動き出すということでもあります。それでこの問題のそもそもは、結局、地域医療計画、地域医療構想、そして、今度は医療計画の見直しの中で大きな枠組みの中で、動いてきております。そもそも、私、改めて思ったんですが、やはり道立病院、結果的には、この推進連携法人。道立病院を核として、どうするかというのは、そもそもの論議です。今のこのコロナを見て、やはり、道立病院をぎじぎじにやってきた結果、こういうふうにも今、午

前午後で、一般質問でもしましたけれども、検査すらままならないという部分が施設、それから要因についてあります。この論議は、これから保健所が事務局等で引き続き行われると思います。その中で、しっかりと、やはり、このコロナのこと、しっかりと教訓に踏まえて、道立病院をそもそも感染症の対応のことも含めて、抜本的に強化すると、そういうこともしっかりと意見を言いながら、この法人をこれからしっかりと、肉付けしていくということが必要だと思うんです。その必要性について、特に感染症法、このコロナに関して意見を言っていくということについて、担当のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から生活路線バスの関係で、コロナの影響に関するご質問がございました。

まず、昨年度の補助金と今年の補助金を比較します。260万程の増になってございます。昨年であれば、特に地域間幹線道路、幹線に関する例えば函館江差、あるいは、檜山海岸線、こういうところは、50万の補助金で済んだものが、今年は180万という金額になってございます。今回の補助金、今年度、この生活路線バスだとかの補助金に関しては、前年度の10月から9月までの乗車率に対しての補助金です。特に2月から6月迄の四半期で見ると、67%減という形での大きな減少になってございます。そういう減少を見越しての今回の補助金申請ということで、我々は補助金の交付の、今回、提案させて頂いています。

以上です。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

地域医療連携推進法人の運営に関する質問かと思えます。

これは、令和2年度、今年度に設立し、10月に設立総会というか、理事会を江差町で開催いたしました。実際のところ、コロナの関係がありまして、まだ、具体的な動きにはなっていないというのが事実でございます。来年度以降の事業案等々につきましては、12月の中旬に第2回の理事会を书面開催する予定で、今、事務局の方が動いておりますので、その中で、業務連携及び役割分担というところでは、今後の、今、起こっている現状で起こっているコロナウイルス感染症の問題も含めてのことにはなっていく

と思いますが、3年、来年度、令和3年、令和7年の地域医療構想の終わりの時期までに、時間をかけていかなきゃならないところもあるかと思いますが、議員の意見も含めながら、運営の中で意見を言っていきたいかと思っております。

(議長)

いいですか。

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第7号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第7号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和元年度保険給付費等交付金普通交付金返還に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ725万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,242万2千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

議案第7号、国民健康保険費特別会計補正予算についてご説明いたします。議案書33頁、補正予算構成表をお開き下さい。

事業名は、令和元年度保険給付費等交付金、普通交付金返還で、実績清算による北海道に対する返還金でございます。補正額は725万7千円で財源は、全額一般財源で、前年度繰越金でございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第14、議案第8号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

議案第8号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、後期高齢者医療システム改修に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,160万9千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

議案第8号、後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

議案書45頁、補正予算構成表をお開き下さい。

事業名は、後期高齢者医療システム改修で、税制改正に伴い、令和3年度後期高齢者医療保険料の算定に必要なシステム改修でございます。補正額は56万1千円で、財源は国庫支出金が11万2千円、その他特定財源が44万9千円で、一般会計繰入金でございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第8号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、介護保険システム改修に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ222万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,605万8千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算について、ご説明させていただきます。

議案書57頁、補正予算構成表をご覧ください。

事業名は、介護保険システム改修でございます。令和2年6月に地域共生生活実現のための社会福祉法の一部改正する法律が改正されました。この改正に伴い、介護保険制度及び報酬改正などが、令和3年4月以降、段階的に実施されることから、適正に制度運用するため、現在稼働させている介護保険システムのプログラムをアップデートするための改修費用となっております。財源につきましては、国庫補助金88万円、一般会計からの繰入金134万8千円となっております。

以上、説明を終わります。お願いいたします。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第10号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、及び日程第17、議案第11号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの他、建設工事委託に関する協定の一部を変更する条例の締結については、関連ありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

ただいま、一括上程となりました、議案第10号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、及び、議案第11号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、消費税還付に伴う一般会計繰り出しにかかる経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,712万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出総それぞれ4億4,476万1千円とするものでございます。併せまして、令和2年第2回定例会で議決頂きました、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事に関する協定につきまして、協定内容並びに債務負担行為補正の限度額を変更する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から議案第10号、及び議案第11号につきまして、補足説明申し上げます。

議案書69頁の補正予算構成表をお開き下さい。

消費税還付に伴います、一般会計への送り出しでございます。消費税率の改正に伴いまして、全国的な取り扱いの中で税務署より通知がございましたことから、これまでの確定申告の内容について、精査を行い、税務署と協議を行ったところ、起債償還に係ります消費税の納付税額の算出方法につきまして、一部修正等が必要になりましたことから修正申告を行いまして、還付となったところでございます。起債の償還に係る財源は、ほぼ全てが一般財源からの繰り入れでございますことから、還付された消費税を一般会計へ繰り出しするものでございます。補正額につきましては1,712万5千円、財源内訳は、全額その他特定財源となるものでございます。

続きまして、議案書73頁の第2表、債務負担行為補正でございます。本年、5月27日に開催されました、第2回臨時会において、債務負担行為補正の議決を頂きました、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事に関する協定でございますが、下水道事業団において、本年度から2か年事業として実施しています、下水道管理センターの中央監視装置の更新工事につきまして、工事の内容の精査や入札執行などによりまして全体事業費が確定しましたことから、債務負担行為補正の限度額につきましても、この変更併せまして7,820万円に変更するものでございます。

また、議案書81頁、議案第11号、定例会資料は、最終頁の資料7番でございます。この事業費の確定に伴いまして、本年、第2回定例会において、議決を頂きました協定の締結につきましても協定金額が変更となりますことから、協定の一部変更の議決をお願いするものでございます。

以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第10号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第11号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他、建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、発議第1号、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりで、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第19、発議第2号、2021年介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、少数であります。

よって、発議第2号については、否決されました。

(議長)

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

令和2年第4回江差町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さんでした。

協力ありがとうございます。

閉会 14:00

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員